

第 6 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 8 年 1 1 月 7 日 (月)
午前 1 0 : 3 0 ~
宇 都 宮 市 役 所 5 階 入 札 室

出席委員

1 号 委 員
菊 池 昭 吾 委 員 , 横 尾 昇 剛 委 員 ,
岡 田 豊 子 委 員 , 蟹 江 教 子 委 員 ,
大 森 宣 暁 委 員 , 里 村 佳 行 委 員 ,
森 岡 正 行 委 員 (7 名)

2 号 委 員
村 田 雅 彦 委 員 , 舟 本 肇 委 員 ,
今 井 恭 男 委 員 , 熊 本 和 夫 委 員 (4 名)

3 号 委 員
角 田 永 子 委 員 , 斎 藤 守 委 員 ,
渡 辺 千 里 委 員 (代 理) (3 名)

(計 1 4 名)

欠席委員

高 橋 晃 委 員 (1 名)

出席幹事

飯 塚 由 貴 雄 幹 事 ,
的 場 征 史 幹 事 , 赤 石 澤 亮 幹 事 ,
青 木 克 之 幹 事 , 高 橋 功 幹 事 ,
青 柳 高 行 幹 事 (6 名)

(臨 時 幹 事)

野 澤 泰 長 幹 事 (1 名)

事務局

金 田 昌 幸 書 記 , 牧 口 次 利 書 記 ,
上 田 英 夫 書 記 , 中 山 利 之 書 記 (4 名)

【開会前】

金田書記 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

金田書記 それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ① 第65回宇都宮市都市計画審議会次第
- ② 資料1「宇都宮市景観計画の変更について」
- ③ 説明資料1「宇都宮市景観計画の案について」
- ④ 説明資料2「景観形成基準の具体的なイメージ」
- ⑤ 参考資料1「景観形成重点地区の制度の仕組み」
- ⑥ 参考資料2「現況写真」
- ⑦ 参考資料「地域別市民説明会」

本日机上に配布いたしました、

- ⑧参考「LRTデザインコンセプトについて」

以上の資料となっております。

不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

1. 開会

金田書記 それでは、只今から「第65回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2. 挨拶

大森議長 みなさんおはようございます。それでは只今より、第65回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。本日はお忙しいところ、また急に寒くなって参りまして、寒いところお集まりいただきありがとうございます。本日の議題は、

景観計画の変更ということで岡本駅周辺地区の景観形成重点地区の指定に関して皆様にご審議いただくこととなります。本日も慎重なご審議かつ円滑な進行にご協力お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

大森議長 それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

牧口書記 本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

大森議長 続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

大森議長 続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

牧口書記 本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者はございません。

大森議長 続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、横尾昇剛委員と里村佳行委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

3. 議事

大森議長 それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

(議案第 1 号)

大森議長

議案の第 1 号でございますが、「宇都宮市景観計画の変更について」であります。

今回の議案につきましては、景観法第 9 条において、景観計画を変更するときは都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨規定されておりますことから、この規定に基づき、平成 28 年 10 月 31 日付、宮都第 363 号にて市長から諮問があったものであります。

それでは、議案第 1 号の説明を、事務局からお願いします。

青柳課長

それでは、議案第 1 号につきまして、資料に基づき御説明いたします。

まず、今回の付議の理由ですが、今般、宇都宮市景観計画（岡本駅周辺地区）案を作成いたしましたので、景観法第 9 条の規定により、都市計画審議会の審議を求めるものであります。

景観形成重点地区とは、宇都宮の顔にふさわしい地区において、景観形成の方針やルールを定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

では、議案の説明に入らせていただきます。

A 4 版、縦の資料、議案第 1 号、「宇都宮市景観計画の変更について」を御覧ください。

この、議案第 1 号の「宇都宮市景観計画の変更について」であります。景観形成重点地区に指定する、岡本駅周辺地区の内容につきましては、景観計画の 61 ページから 65 ページの内容を追加しております。議案第 1 号の 61 ページ、インデックスの付いている箇所を御覧ください。

「5 岡本駅周辺地区」であります。 (1) では、位置及び区域を記載しております。下岡本町の一部でありまして、下の図に示す面積が約 4.7 ha の区域となっております。

次に 62 ページを御覧ください。「(2) 景観形成の方針」、「(3) 建築物等の行為の制限」等が記載してあります。こちらの具体的な内容につきましては、説明資料の方で、詳しく説明させていただきます。

それでは、右上に説明資料 1 と書かれている、A 4 版の「宇都宮市景観計画の案について」を御覧ください。また、参考としまして、岡本駅周辺の現況写真を印刷した A 3 カラーの参考資料 2 も準備しておりますので、併せて御覧ください。

まず、「1 背景と目的」であります。岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われております。こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものであります。

「2 岡本駅周辺での取組み経過」であります。地区指定に向けて、平成 25 年から、アンケート調査や、ワークショップ、景観づくり推進協議会の設立及び開催など、地元の声を聞きながら、岡本の景観づくりについて協議を進めてまいりました。その中で、「駅周辺の 3 自治会全体としても、景観づくりに取り組むべきだ」という地元の意識も高まり、平成 27 年には「岡本駅周辺地区景観づくり指針」を策定し、昨年度には、この指針を使用した勉強会などを開催してきたところであります。また、今年度につきましても、8 月に権利者説明会、9 月 1 日～15 日に素案の縦覧を行い、先週 10 月 31 日には、景観審議会にて、「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区（岡本駅周辺地区）の案」について、異存なしと答申をいただいたところであります。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1) 景観形成重点地区対象区域」であります。右の図に示した区域としております。この区域は、駅を利用する住民や来訪者等の多くが通行し、直接目にする東西駅前広場及び東西駅前通りに面する一宅地を基本とし、道路境界から西口は両側 25 m、東口は両側 20 m の範囲としております。この幅員につきましては、西側の 1 街区の幅が約 50 m、東側が約 40 m となっておりますことから、その半分、街区の背割りの幅員を基準としたものであります。また、指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等につきましては、その建築面積の 1/2 以上が指定区域に含まれる場合は届出の対象となっております。

次に、2 ページをお開きください。「(2) 景観形成の目標・

方針」であります。まず、景観形成の目標として、「新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の基本方針ですが、「岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出」。こちらにつきましては、東西自由通路により、人々が行き交うようになりますことから、駅東西における景観の連続性を創出するという一方で、つながりを活かすという考えであります。また、「歩く楽しさや賑わいのある駅前景観を形成する」、「周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する」の3つを掲げております。

続きまして、「(3)良好な景観のための行為の制限」であります。①景観法に基づく届出対象行為につきましては、下の表のとおり、「建築確認が必要なすべての建築物、工作物」の、新築や増築、改築もしくは移転、外観の変更などを対象としております。②宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請対象行為につきましては、敷地内の表示面積の合計が5㎡を超える場合、許可申請の対象となります。枠外の下に※印、経過措置に関してありますが、景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物については、建替えや塗り替えなど、次の更新時に届出対象となり、その時点から「景観形成基準」が適用になります。また、屋外広告物については、現在掲出されているものは、地区指定日から3年間は、現行基準が適用となりますが、それ以降については、新たな基準に適合させていただく必要があります。

次に、3ページをお開きください。

「4行為の制限」であります。こちらが景観形成基準となります。

ここからは、A3版カラー刷りの説明資料2と併せて御説明いたします。

説明資料2につきましては、今回の景観形成基準の具体的なイメージを写真で示した資料になりますので、景観形成基準と併せて御覧ください。

では、説明資料1の表1「建築物の行為の制限」を御覧く

ださい。

「建築物の形態意匠」のうち「建築物の色彩」についてありますが、説明資料2の「建築物の色彩について」も併せて御覧ください。今回の色彩基準は、周辺住宅地や緑と調和した景観を形成するため、基調色を主に暖色系の高明度・低彩度に設定しており、下の写真のような、鮮やかな色の建築物を防止したいと考えております。しかし、建物をすべて統一するということではなく、右上の写真のように、強調色を効果的に使用し、個性を出しつつ、周辺と調和した色彩の建物が建ち並ぶ景観を目指しております。

具体的な色彩基準につきましては、資料の4ページを御覧ください。別表1建築物の色彩基準の表であります。この表の通り、赤い枠が外壁、青い枠が屋根で使用できる色になります。黄色い枠の強調色につきましては、外壁の4分の1以内、そのほか、原色に近いような色につきましてはアクセント色として、外壁の5パーセントまで使用することができます。それでは、3ページの表1に戻ります。

次に、建築物の位置につきましては、歩行者にゆとりや開放感をあたえるため、壁面は道路境界から1m以上後退するよう努める。という基準になっております。

次に、その他の意匠についてありますが、説明資料2の「建築物の形態について」と併せて御覧ください。まとまりのある景観を形成するため、統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努めることや、地域性の創出等のため、建物の外観や、左上の写真のような外構の一部に大谷石を使用するよう努めることとしております。

次に、形態につきましては、にぎわいの創出のため、左下の写真のような開放的な造りとし、店先にベンチを設置するよう努めるなどの基準としております。

次に、設備機器につきましては、すっきりとした景観を創出するため、道路から直接見えない位置に設置することや、目隠しをする基準としております。

次に、照明につきましては、にぎわいの創出や、連続性・つながりのある景観を形成するため、ガーデンライトや門灯を設置するよう努める基準としており、右下の写真のような、

連続した照明等によって演出された良好な夜間景観を目指しております。

次に，その他につきましては，良好な駅前景観を形成するため，右上の写真のように連続して掲出されることによって意味を成すような，窓内側の広告物を抑制する基準を定めております。

次に，緑化につきましては，説明資料2の「緑化の推進について」と併せて御覧ください。緑豊かな潤いのある景観を形成するため，空地部分，付属駐車場，敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行うこととしており，右上の写真のように，家の前にプランターを置いていただくことや，その他の写真のような沿道緑化をイメージしております。

以上が，建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして，説明資料1の5ページをお開きください。

「5屋外広告物の制限」であります。基本的には，派手で巨大な広告物の掲出を抑制するような基準となっております。

まず，共通基準の意匠につきましては，建物や周辺景観との調和のとれた意匠とすること。色彩は地色に高彩度色の使用を避け，周囲の景観に調和したものとしております。

詳しくは，6ページの「別表2屋外広告物の色彩制限」を御覧ください。赤い枠が，地色として使用できる色彩になります。

では，5ページの表2に戻ります。ここからは，説明資料2の「屋外広告物について」と併せて御覧ください。共通基準の2つ目，総表示面積につきましては，1敷地20㎡以内としております。広告物につきましては，右下の写真のように大きさではなくデザインを工夫してもらいたいと考えております。

続いて，種別についてであります。左の写真のような自家用外広告物の乱立を防ぐため，自家用広告物のみとしており，原則，自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。ただし，すべての自家用外広告物の掲出が禁止されているのではなく，右上の写真のような縦50

c m, 横 1 m 以下などの一定の基準を守ることで、掲出することができる広告物もあります。その他につきましては、派手な電飾や点滅照明, 映像装置の使用を禁止しております。

次に, 広告物の種類別基準についてであります, まず, 屋上広告物の設置を禁止しております。

次に, 独立広告物につきましては, 1 面当たりの表示面積を 10 m² 以内としております。

次に, 壁面広告物ですが, 表示面積の合計を 10 m² 以下, かつ, 壁面積の 1 / 3 以下としております。

次に, 突出広告物, いわゆる袖看板につきましては, 突き出し幅は 1m 以下, 表示面積は 1 面あたり 1.5 m² 以下で 1 基あたり 3 m² 以下, 設置位置は軒高さ以下としております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

なお, 今回の屋外広告物の基準につきましては, 前回指定した雀宮駅周辺地区における, 駅西口ゾーン, 停車場線ゾーンと同様の基準となっております。

最後に, 「6 今後のスケジュール」であります, 本日の審議会で答申を頂いた後, 告示によって, 景観計画の変更を行いまして, 12 月には, 市議会にて景観条例を改正し, 1 月からの施行を予定しているところであります。

以上で, 議案第 1 号の説明を終わります。

御審議の程, よろしくお願いいたします。

大森議長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から, ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。先週の景観審議会では, 依存なしで答申されているとのことでした。

横尾委員

参考までに確認したいのですが, 他の地区でこの景観計画が施行されてきた中で, 何か課題があったかどうか紹介いただきたいと思っております。

青柳課長

景観形成重点地区につきましては, 今まで 4 地区を指定しているところであります。岡本駅周辺地区は 5 つ目というこ

とで指定を考えているところではありますが、既存のまちができあがっているところについては、景観形成基準の効果がなかなか表れにくいということがあります。しかし、景観形成重点地区とは違うのですが、区画整理等によって新たな街並みが出来た地区として、既に中里原が景観形成推進地区に指定されています。当該地区は、地元の人達が中心となって景観を守ろうということで効果が早めに表れているところでもあります。景観形成基準を守っていただくというのは地元の権利者の方々がどう考えているか、基準を守って、どういう風に家をつくっていくのか、景観をつくっていくのかという部分が大変重要でして、なかなか効果が表れにくいという一面もありますが、景観を守るに当たって建物等や周りの色を塗り替える場合には、市の補助制度も活用しながら進めていければと思っております。

新たにまちが作られる以外の場所については、効果が若干表れにくい一面がありますが、補助制度等を活用しながら少しずつ良い景観に近づいているという現状であります。その辺りが、私どもが感じているところでもあります。

大森議長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

熊本委員 御確認をさせていただきたいと思いますが、景観条例を改正するという事は、これから地権者の方、権利者の方には一定の個人の資産に対して規制をお願いしていくことになるかと思っておりますので、ここで審議をする前に市として地権者の方、権利者の方とは色々なお話をしてきたとは思っておりますので、その経緯、具体的にどのようなお話をしてきたのか、また、地権者の方、権利者の方々からはどのような意見が出ていたのかをお聞かせいただければと思います。

青柳課長 先程の説明の中でも御説明いたしましたでしたが、岡本駅周辺地区での取り組みの経過であります。平成25年から景観計画に関する調査を実施し、検討会を設立・開催し、その他、地元の方々とのワークショップ、協議会を設立いたしまして勉強会等も開催してきたところでもあります。

参考として付け加えさせていただきますが、アンケートの結果といたしましては、全体としては穏やかで暮らしやすい町を目指したいといった内容で、緑豊かな潤いのある景観や人々の交流がある親しみのある景観を望んでいるといった意見、また、これからの景観で重要なものとして、活気やにぎわいのある街にしていきたい、季節の演出が必要などの御意見がありました。

また、勉強会では、資料にあります違法駐輪への対策などを何とかしていかなければならないという御意見もいただいたところであります。

これまでに様々な取り組みを地元の方々をと共にやってきました。その結果、反対等の意見というものはこれまで無かったところであります。この資料の中にもありますが、素案の縦覧の中でも、それに対する意見を求める者も居なかったということで、今までに地元の方々と共に取り組んだ勉強会やワークショップにより、地元との合意形成も図られているという考えで本日の審議会にも望んでおります。

飯塚次長

平成25年時から課長だったので、経過について補足させていただきます。

説明資料の3頁に行為の制限について細かく書いてありますが、例えば、上から2つ目の建築物の位置、壁面を境界から1m以上後退するよう努めるとありますが、もう少し厳しい規制や地区計画みたいなものをつけることまでは難しい、ただし、1m以上後退するよう皆で努力しましょうというところで何とか収まりがつかまして、基準に入れることができました。また、その下段に、今回も大谷石の使用について基準に入れておりますが、大谷石の使用は、雀宮駅周辺地区の指定時からかなり御議論がありまして、当初は言っていなかったのですが、次の変更時に入れたいということで、地元の盛り上がりもあり、努力義務ではあるのですが、基準に入れたという経過があります。この辺りが他の地区と今回の岡本駅周辺地区との違いであります。

大森議長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

村田委員

民間の建物等の色調ですとかデザインについての制限がある程度加えられて、景観を統一的にしていこうという主旨は良く分かるのですが、例えば、道路や電柱などの公共物については、市はどのような形でこの景観形成重点地区へアクセスをしていくおつもりなのか御説明いただきたい。

青柳課長

行政側でつくる施設については、周辺景観とマッチするよう進めているところでありますが、当地区についてはNCC形成ビジョンや都市マスタープランにおいて重要な拠点として位置づけられて地区であります。そういった重要な拠点の中にあっても、特に人の多く集まる駅前広場やその周辺のメインの道路等については大変重要だと捉えており、景観をつくるに当たって、行政自らがつくるものについては、人が多く集まる部分については、それなりに整備水準も上げて歩道にインターロッキングブロックを使用するとか、照明等についてもデザイン性のあるものを採用する、また、電柱等により景観が阻害される部分につきましては、必要な箇所の地中化を図る等、進めているところであります。

また、当地区につきましては、駅舎も新たに作り替えておりますので、駅舎に大谷石を部分的にアクセントとして取り入れたり、その他、アンケートの結果にもありましたように、違法駐輪が目立つということで駐輪場も設けております。その辺の整備に当たりましては、市から必要に応じて景観アドバイザーを派遣し整備を進めてきたところであります。景観計画の施行までには時間がありますが、当然これから整備するものについては横の連携を図りまして、周辺景観に合うような整備を事業課と共に進めていければと考えております。

大森議長

よろしいでしょうか。

関連して、今、道路の話が出ましたが、例えば景観計画全体をみますと、景観重要道路のような指定もありますが、岡本駅周辺地区の場合の道路舗道についてインターロッキングブロックという話もありましたが、特にこの中では指定はし

ないという理解でよろしいですか。道路の方は市全体のコンセプトに従うということになりますでしょうか。

青柳課長 人が多く集まるような重要なところにつきましては、景観形成重点地区の指定等に関わらず、整備に当たっては、当然、市からもデザインや色彩等についてアドバイスし、宇都宮市全体の景観の向上に繋がるようなものをつくっていただくということで進めております。これからもそういった形で進めていきたいと思っております。

大森議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

舟本委員 すでに建設されている建築物・工作物については更新時に届出対象になるという経過措置があることによって、なかなか進みにくい部分があるということも理解出来るのですが、市として支援を積極的にしていくということによって、少しでも景観整備を進めていくということで、支援についての十分な理解と、それに伴う景観の促進を図っていくということについて、今後どのように考えていらっしゃるのか。

青柳課長 景観の促進・支援につきましては、補助制度がありまして、既にある建築物や工作物を基準に適合したものに改修する場合は、整備費補助として最大で200万円、費用全体の3分の2まで補助するという制度がありますので、今後、景観形成重点地区の指定後におきましても、地元の協議会を通じながら、地元の人達に補助制度の周知を今まで以上に図っていただければ良いと思っております。協議会は先週開催いたしまして、今後の街づくりについても話し合ったところですが、そういう場も活用しながら自治会等へ周知を図っていただければと考えております。

舟本委員 積極的に周知し、住民に理解をしていただいて、更に促進するようにお願い致します。要望です。

大森議長 他にございますでしょうか。

森岡委員

参考までに確認しますが、現在、区画整理を進めていますが進捗率はどのようなか、区域の中の西口の方はどの程度まで整備がされているのかが1点。それと、今回、景観形成重点地区に指定するエリア外についても、景観整備をやっていきましようという考えが市であるのか、また、地元で勉強会などをやった時に、広がりなどがあればお聞かせ願いたいと思います。

野澤課長

まず、進捗状況であります。地区全体といたしましては平成27年度末で55%の進捗率であります。55%は事業費ベースですが、この沿線に関する道路、都市計画道路岡本駅西線という形で計画延長が317.4mありまして、今整備している延長が215.8mということで整備率が68%といった状況となっております。移転率につきましては、全部で1,010棟ほど移転を予定しておりまして、今現在は501棟で、こちらは49.6%の進捗状況であります。また、全体的な公共施設ですが、こちらは、道路延長は全部で18,119mありますが、全体の中で7,016mということで38.7%の進捗といった状況となっております。

今回、景観形成重点地区になる部分に関してですが、まだ仮換地指定ということで、今現在、行き先が決まっていない方が何名かおりますので、今後、景観形成基準の周知等をさせてもらった中で整備を進めていく状況であります。

青柳課長

今の説明の補足ですが、今回、景観形成重点地区のエリアとして考えているところについては、もう既に4軒ほど新築された建物が建っております。この4軒につきましては、概ね基準に適合するような形で整備をされているところであります。また、地区全体としてこういった景観に取り組むべきという御意見に対しましては、先ほどもお話しいたしました景観づくり推進協議会がありますので、まずは、景観形成重点地区を指定した上で、今後、重点地区を指定した以外の地域をどういった形で景観形成を目指していくのかという部分は、地元の代表の方々と意見交換した上で、地元としても全

体として景観を良いものにしていくべきだという御意見もありますので、まずは重点地区に指定した上で、今後につきましては地元の方々と意見を交わした上でどうするのか決めていきたいと思えます。

大森議長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

熊本委員 景観計画について直接関係があるかはわかりませんが、御意見として言わせていただきたいことが1つありまして、これはこれから議会の場でも話をしていきたいと思っておりますが、先ほど村田委員からお話がありました際、市が公共として整備をしていかなければならない部分、そこで景観計画に配慮してというか、それに基づいて様々な設備をしていくということでありまして、是非、行政が行う仕事につきましては、持続可能なもの、ただ新設をするからその時に素晴らしいものをつくろうということではなくて、それを維持していく、そしてそれをまた、これからもそういうものをきちんと整備というか維持することができるものというものをしっかりと考えて整備をしていただきたいと思っております。

景観ということ言えば、宇都宮市内の中でも二荒山の前の通りに特殊な石畳をつくって、その当時は景観としては素晴らしいものではあります、今度維持管理をする時代になってきた時に、所々で石畳が抜けてきて、そこにアスファルトを敷いている。ユニオン通りでもそのような状況になっていますよね。また、インターロッキングなどでも、数年経つてくると1つ2つなくなっていたり、そこがぐらついたりする。そういう整備の部分では、景観というものも重要だと思っておりますが、これから持続可能なものをつくっていくという点では、なかなか難しいところだと思いますので、そのバランスと言いますか、新しくやった時には素晴らしくてもこれが何十年も先でも維持できるものか、そういう感覚、視点を持っていただきたいと思えます。是非、景観は大変重要なことではあります、一瞬で終わるものではないので、これから何十年先も持続可能でやっていけるものという視点も重要視していただきながら取り組んでいただきたい

いと思います。

大森議長 貴重なご意見ありがとうございました。

青柳課長 ただいま委員から言われましたように、そのような景観を大変重要だと思っております。守る部署との連携も必要でしょうし、その辺はよく便宜を図りまして、肝に命じながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

飯塚次長 景観ということになりますと、色彩とか雰囲気とか、材料を工夫することによって、持続可能なメンテナンスしやすい材料を使うということも重要になってまいりますので、道路関係、区画整理関係ともよく相談しながら、景観に良くて維持管理しやすく、材質もコストも考えていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

大森議長 その他にご意見ご質問ございますでしょうか。
それでは御意見、御質問も出尽くしたようですので、議案の第1号「宇都宮市景観計画の変更について」ですが、原案の通り異存なしと、答申するというところでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

大森議長 ありがとうございます。それでは原案通り異存なしと意見することで進めさせていただきたいと思っております。
岡本駅の東西のつながり、歩く楽しみやにぎわいのある、魅力ある街並みになることを期待したいと思います。

4. その他

大森議長 続きまして「その他」に移ります。本日は、事務局から報告事項が2件提案されております。1件目は「地域別市民説明会等の実施状況について」です。事務局から御説明をお願いします。

青柳課長 それでは、立地適正化計画等の策定に係る市民説明会の実施状況をご報告いたします。

お手元の参考資料を御覧ください。

地域別市民説明会につきましては、審議会において継続審議をいただいているNCC具現化に向けた計画策定である主に市街化区域を対象とした立地適正化計画、そして市街化調整区域の整備及び保全の方針の改定について、NCCによるまちづくりの考え方やイメージ、実現に向けた計画等の内容や必要性等について、市民や事業者の理解促進を図るとともに、施設が立地する上でのニーズを把握していくため、地域別市民説明会を実施してきたものであります。

2の開催状況であります。市内39連合自治会を18ブロックに分けて地域別市民説明会、自治会等からの依頼に応じた出前講座を実施し、地域別説明会を18回、市内全体を対象にした全体説明会を2回、そして出前講座2回の計22回実施してきたところであり。開催期間は8月4日の国本地区を皮切りに、10月7日の富屋地区まで開催し、約430名の皆様にご参加いただいたところであり。併せて、立地適正化計画に係る事業者ニーズ把握のためのアンケート実施に際し、医師会や商工会議所への説明も実施してまいりました。裏面に詳細な開催状況をまとめてありますが、説明は割愛させていただきますので、後ほど御覧ください。今後につきましては、立地適正化計画素案のパブリックコメント実施や、市街化調整区域における都市計画制度の運用に係ることなど、改めて市民説明会を実施していきたいと考えております。

次に、3の主な意見であります。NCCの必要性や基本的な考え方には反対の声はほとんどなく、一定の理解をいただいたところであり。これは、説明会での意見のほか、各説明会終了後に参加者に対し、説明会についてのアンケートを実施し、ご協力いただいた約300名の回答も含めた傾向となっております。そのほか、居住する地域がどのように変わっていくのか具体的に示して欲しい、引き続き意見交換の場を設けて欲しいとの御意見を多く伺いました。また、多くの地域でLRTやバス、地域内交通の充実など、公共交通ネットワークと拠点形成などのまちづくりの連携に係る御意見や質問をいただきました。そして市街化調整区域に特化し

たものでは、身近な場所に生活する上で特に必要な食料品等を購入する店舗が立地できるよう取り組むべき、豊かな自然環境を守る面から無秩序な住宅開発は抑制すべきとの御意見のほか、地域の活性化には住宅開発も必要との意見もいただいております。今後は、各地区でいただいた意見を整理し、今後の検討や説明会の内容、さらには、とりまとめの参考としていく予定です。とりまとめた段階で、当審議会の御意見を伺って参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

大森議長 ありがとうございます。事務局から報告がありました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

横尾委員 一意見ですが、非常に今回御苦労されて、説明会を多くの地区で開催されたと思います。こういう機会においては、各地区で全く興味を持っていない人と興味を持っている人と分かれてしまっているような感じですが、おそらくこれからは、ある程度各地区で自分の地区に戻った人が街づくりを自主的に考えるという輪を広げていく必要があるので、こういう機会を上手く使って、そういう流れが各地区で盛り上がるような、具体的にどのような仕掛けをすれば盛り上がるか、難しいことはありますが、ただ、説明会の単発で終わるのではなくて、重ねる毎に聞きに来る人が増えていき、それでその地区の課題を皆が共有するとか、具体的イメージを市に示して欲しいと要望していて、自分達で考えるということは難しいと思いますが、自分達はこう考えるんだというくらいの、そういう風に将来的になってみようというきっかけにしていっていただければ良いなと感じました。

大森議長 貴重なご意見ありがとうございました。

青柳課長 これから年明けにも説明会を実施する予定ですので、今委員がおっしゃった御意見についても今後よく検討してまいりたいと思っております。地元の方々が一緒になって進めていかななくてはならない部分も結構ありますので、その辺につき

ましてもよく考えていきたいと思っております。

大森議長

参考資料の裏のページに説明会の参加人数等もありますが、地区によってだいぶ差がありまして、先程も岡本駅周辺地区が多いというようなことがあります。確かに、こちらのことをきっかけに、より地域の方々が街づくりに参画できるような工夫を考えて頂ければと思います。宜しくお願い致します。

他になにかございますでしょうか。

他に御意見等がないようですので、続きまして2件目の「L R Tデザインコンセプトについて」です。事務局から説明をお願いいたします。

青柳課長

お手元の資料、右上に参考と書いてある「L R Tデザインコンセプトについて」の資料を御覧ください。

すでに、新聞等で公表されておりますことから、ご存知の方もいらっしゃるかとは思いますが、参考としてご報告させていただきます。

本市におきましては、現在、L R Tの整備に向けて、デザインの各種専門的な検討や住民意見の聴取のため、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の専門部会として有識者、住民、運行業者、行政により構成する「L R Tデザイン部会」においてL R Tトータルデザインの検討を進めております。

L R Tトータルデザインにつきましては、L R Tが、本市及び芳賀町が目指すべき未来を担う公共交通システムとして、将来のイメージを牽引する「まちの顔」となるものでありますことから、一つのコンセプトに基づきデザインを行い、統一感を持たせることで、明示性や魅力を高める取り組みであります。このたび、その根幹の考え方となるデザインコンセプトにつきまして、資料別紙2に記載のとおり、「『雷都を未来』へL R Tによる未来のモビリティ都市の創造」と設定いたしましたところです。

L R Tデザインの検討におきましては、資料1ページの3「検討フロー」の1段目に記載のとおり、「全体のデザインのコンセプトに基づいて、車両や各種施設のデザインに展開さ

せるとともに、沿線景観と調和の取れた風景・街並みを実現すること」としております。

また、今後につきましては、資料２ページの５の一番下に記載のとおり、L R Tデザインの取組と合わせて、沿線における景観形成重点地区への指定なども視野に入れ、この都市計画審議会におきましても委員の皆様のご意見も伺いながら、魅力ある沿線景観の形成に向けた取組を行って参ります。今後、事業の進捗も踏まえながら、検討を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大森議長 ありがとうございました。ただいまのご報告に対して何かございますでしょうか。

森岡委員 ２ページの今後の取り組みについて、L R Tのデザインの取り組みと合わせて景観部門において、魅力ある沿線景観の取り組みを行っていくとあるが、これは賛否両論あると思いますが、車両のラッピングは、今後、議論になってくると思います。私個人的にはあまり好ましいと思っていないので、本当にその景観にマッチするようなラッピングであればいいと思いますが、そうことについては、今後市民の意見を十分に取り入れ、検討しながら進めていって頂ければ有り難いと思います。

大森議長 ご意見ありがとうございました。
雷都というコンセプトだということで、ライトレールのライトと掛けてあるみたいですが、非常にデザインもL R Tの利用者を増やす為に重要だと思います。また引続き情報提供とか、そのうち審議をするかもしれないですが宜しくお願い致します

報告事項は以上でございますが、その他の件で事務局よりなにかございますでしょうか。

牧口書記 次回、第６６回都市計画審議会の開催予定についてご案内致します。次回は平成２８年１２月２１日水曜日、午後１時

30分から開催したいと思っております。場所につきましてはまだ未定です。分かり次第ご案内させていただきます。

大森議長 ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

5. 閉会

大森議長 それでは、以上で第65回宇都宮市都市計画審議会を閉会致します。長時間のご審議ありがとうございました。